

第 3 検討部会 会議録

会議の名称	第 31 回 第 3 検討部会
開催日時	平成 21 年 2 月 10 日 (火) 午後 18 時 10 分から 19 時 30 分
開催場所	「キューポ・ラ」7 階メディアセブン コミュニケーションスタジオ A・B
出席者	(部会長) 佐藤副委員長 (委員) 佐々木委員、増田委員、阿部委員、浅羽委員、鈴木委員、森委員
会議内容	・運用推進委員会の基本的な役割・委員構成等について
会議資料	・「運用推進委員会の基本的な役割・委員構成等(案)について」
発言内容	<p>1. 運用推進委員会の基本的な役割・委員構成等について (事務局より説明)</p> <p>・第 13 回運営調整部会(1 月 8 日開催)において、運用推進委員会の基本的な役割と委員構成等(案)が示された。 この(案)に基づき、前回の第 3 部会で意見を出してもらったが、今日は、最終的に運用推進委員会のあり方について、第 3 部会の意見をまとめていただきたい。</p> <p>2. 討議</p> <p>・運用推進委員会の委員の内訳で、市民枠は、団体選出と公募市民の区分は必要なのか。 団体選出委員は必要である。興味のある公募市民だけでは意見が偏る可能性がある。その場合の修正役として、団体選出の委員は必要である。 自治基本条例は幅広い分野に関連するため、団体選出の委員をどの団体にお願いするかについても、一定の合理的な基準が必要ではないか。仮に団体選出を 2 名とすると、多数の団体の中から 2 団体を選ばなければならない。団体を選ぶことも困難なことではないか。 全体の委員数を 15 名として、団体選出を 1 名増やし 3 名とする方法もある。 実際、委員は、100%会議に出席することは難しいと思われるため、定員は多めに設定しておいた方が良いと思う。 <u>市民枠の人数は、結論として 11 名ということにしたい(公募市民 2 名、策定部会から 6 名、団体選出 3 名)</u></p> <p>・役割について <u>運営調整部会(案)のままよい。</u></p> <p>・任期について <u>任期は第 3 部会前回の検討(案)のまま提案したい。</u></p>

仮に現策定委員会から 6 名選出されるとして、2 年経ったら半分の 3 名が交替し、その一年後、残りの 3 名が交代する（この 3 名だけ任期が 3 年となる）。その後は、2 年ごとに半分ずつ入れ替わる。

・開催頻度について

設立当初は忙しいと思われるが、軌道に乗ってくれば開催頻度は落ち着いてくるであろう。

年に 4~5 回くらいではないか。

・公募市民に現策定委員会が 6 名というのは多いという意見もあるがどうか。

運営調整部会（案）で 6 名とした理由は、確固たる根拠があるわけではないと思う。少なくとも 5 年後までは、現策定委員が運用推進委員会委員として残るべきと考える。

新任の公募市民は、自治基本条例の仕組みや内容理解にも時間がかかると考えられるので、最初は、現策定委員が多い方が良いと思う。

・公募市民の選出方法について。

公募市民の選出には公平性が重要である。手法としては公開抽選という方法もある。

・現策定委員会から選出される委員はどのように選出するのか。

部会単位で選出するということになると誰を選出するのかがまとまらない部会もあるし、選出された委員は、部会を代表しているイメージが強くなってしまうので、部会に拘らず、全体から 6 名を選出すれば良いと思う。

二つの方法がある。立候補をした上で抽選という方法と、公募市民と同じ方法で現策定委員も改めて選考する。（論文提出など）

・公募の周知について

無作為抽出で公募する方法がある。直接本人に詳細な内容が届き、参加するしないを本人の意思で決められる。また、ホームページや広報紙は見ない市民も多いので、有効である。

無作為抽出には、それまでに行政の委員等になったことがない、行政にあまり関心のなかった市民が応募する場合がある。ある自治体ではそのような関心のなかった市民の応募が多かったという例もある。

・運用推進委員会の公募市民として、どの程度の市民が応募するか。

それほど多くの市民が応募するということはないのではないかと。この策定委員会の会議を傍聴してきた人が応募するということはあるかもしれない。

・今後、個別条例を作成する際は、担当課と十分に協議しながら作成するようお願いする。